

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月18日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第65号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表損害の程度の欄を次のように改める

10分の7以上又は住宅の全壊若しくは全焼
10分の5以上10分の7未満又は住宅の半壊若しくは半焼
10分の3以上10分の5未満又は住宅への床上浸水

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第5条第1項第1号の表の規定は、この規則の施行の日以後に受けた損害による保険料の減免について適用し、同日前に受けた損害による保険料の減免については、なお従前の例による。